別表第1

1　火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表示		
項目	品名	
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）
火薬類以外の爆発性物質	ニトロメタン アセチレン銅、ジアゾメタン その他これらと同程度以上の爆発性を有するもの	

2　毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表示	
項目	品名
毒物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン
劇物	クロルピクリン
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素（四酸化二窒素） チオホスゲン その他これらと同程度以上の毒性を有するもの

3　水又は空気と作用して発火性を有する物質

表示	
項目	品名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン 塩化アセチレン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

別表第2

1　火薬類及びがん具煙火

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
火薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		５キログラム以下	
工品火	工業雷管 電気雷管 信号雷管		100個以下	
	導火管付き雷管		25個以下	
	銃用雷管		10,000個以下	
	実包 空包		1,000個以下	
	導爆線		100メートル以下	
	制御発破用コード		20メートル以下	
	導火線		2,000メートル以下	
	信号えん管 信号火せん		100個以下	
	その他火薬類取締法に規定する火工品		その原料を成す火薬10キログラム又は爆薬５キログラム以下	
がん具煙火	がん具煙火			